

◆千葉市文化芸術振興計画の概要◆

1. 策定背景

文化芸術を取り巻く社会状況	国の動向	千葉市の状況
1. 地方分権の進展と個性ある地域社会の形成 2. 文化行政における民間と行政の役割分担の変化 3. 市民との協働に支えられた文化芸術活動の活性化 4. 少子高齢化に対応した文化芸術活動の担い手の育成 5. 地域社会再生における文化芸術活動の役割の変化 6. 情報化の進展に伴うネットワーク化の重要性の拡大	○文化芸術振興基本法 平成13年12月施行 ○「文化芸術の振興に関する基本的な方針」 第1次基本方針(平成14年12月閣議決定) 第2次基本方針(平成19年2月閣議決定) 国・地方・民間が相互に連携し、社会全体で文化芸術の振興を図る。	千葉市文化振興マスタープラン(平成11年3月策定) ●理念:個性豊かな新しい千葉文化の創造 ●基本目標:「個性」「世界性」「市民主体」 ●5つの柱 千葉文化を担う人づくり 文化活動の場づくり 多様な文化活動のネットワークづくり 文化の見えるまちづくり 行政の文化化

【計画期間:平成20年度～平成27年度】

2. 施策の体系



3. 計画の推進

【年度計画】

平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
体制整備の推進							
			身近な文化芸術活動への参加促進				
						総合的な文化政策の推進	

個性豊かな
新しい千葉
文化の創造